

諮問庁：文部科学大臣

諮問日：平成29年12月13日（平成29年（行情）諮問第485号）

答申日：平成30年3月29日（平成29年度（行情）答申第560号）

事件名：文部科学省職員の分限処分に係る文書の不開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「文部科学省職員の分限処分に係る文書」（以下「本件対象文書」という。）につき、その全部を不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年9月26日付け29受文科人第228号により、文部科学大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

法5条1号及び6号に該当しない。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の経緯

本件審査請求に係る行政文書は、「文部科学省職員の分限処分に係る文書」（本件対象文書）である。

本件対象文書につき、法5条1号及び6号の不開示情報に該当することから不開示としたところ、法5条1号及び6号には該当しないとして当該文書の開示を求める旨の審査請求がなされたところである。

#### 2 不開示情報該当性について

本件対象文書は、以下に掲げる理由から、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの及び人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものに該当するため、法5条1号及び6号に該当し、不開示としたところである。

##### （1）法5条1号について

本件対象文書には、特定の被処分者の分限処分に係る内容が、当該特

定の被処分者の所属部課，氏名，官職，級・号俸，職員の健康状態，人事評価及び家庭環境等とともに記載されており，これらの文書は，自己の資質，人格又は名誉等に密接にかかわる個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが，公にすることにより，なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，法5条1号の不開示情報に該当する。

なお，法5条1号ただし書イの該当性については，分限処分の公表に関する指針が人事院及び文部科学省にないことから，本件対象文書は法令の規定により又は慣行として公にされ，又は公にすることが予定されている情報とは言えず，同号イには該当しない。

次に，法5条1号ただし書ロの該当性については，当該不開示部分に記載された情報が，人の生命，健康，生活又は財産を保護するため，公にすることが必要であるとは認められないため，該当しない。

最後に，法5条1号ただし書ハの該当性については，当該不開示情報の中に，例えば被処分者等の具体的な業務内容及びそれに基づく人事評価といった職務に関係する部分が含まれているとしても，分限処分に係る情報は，被処分者等の職務遂行の内容に係る情報とは言えないため該当しない。

## (2) 法5条6号について

分限処分とは，職員の責任の有無にかかわらず，公務能率維持の観点から当該職員を官職あるいは職務から排除することを目的として，免職，降任，休職及び降給のいずれかの処分を行うものであり，職員の分限処分に関する情報を開示することにより，当該職員はもとより該当しない職員においても心理的な負担及び業務等に影響を与える可能性が懸念され，人事管理に係る事務に関し，公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから，法5条6号二の不開示情報に該当する。

## 3 原処分に当たっての考え方について

以上のことから，本件対象文書について不開示決定（原処分）を行ったところであり，審査請求人の請求は理由がない。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- ① 平成29年12月13日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成30年1月15日 審議
- ④ 同年3月5日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同月27日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、法5条1号及び6号に該当するとして、その全部を不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対して、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示情報該当性について検討する。

## 2 不開示情報該当性について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、不開示理由等について改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア 本件対象文書は、被処分者の分限処分に係る文書であり、分限処分を受けた個人の氏名等の記載とあいまって、一体として法5条1号に規定する個人に関する情報であり、文部科学省において、これを公にしていないことから同号ただし書イに該当せず、また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情もない。

イ 個人の氏名を除く部分については、被処分者の級号俸、処分発令日及び処分の理由等であり、これらを公にした場合、文部科学省の関係者等一定範囲の者には、被処分者である個人名を特定することが可能となり、その結果、当該個人の権利利益を害するおそれがあるといえるため、部分開示はできない。

(2) 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

本件対象文書は分限処分を受けた職員に関するものであり、そこには分限処分を受けた個人の氏名・所属等が記載されているので、文書全体が法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

法5条1号ただし書該当性について検討すると、文部科学省において分限処分を受けた職員に関する情報を公にする慣行はないことから同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロに該当すると認めるべき事情も存しない。また、分限処分を受けることは、当該職員に分任された職務の遂行に係る情報とはいえないことから、これに関する情報は同号ただし書ハに該当すると認められない。

次に、法6条2項による部分開示の可否について検討すると、氏名、所属等は一体として個人識別部分であることから部分開示の余地はない。また、その余の部分は、被処分者の級号俸、処分発令日及び処分の理由等であり、これらを公にすることにより、文部科学省の関係者等一定範囲の者には、被処分者である個人名を特定することが可能となり、その結果、当該個人の権利利益を害するおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難く、部分開示することはできない。

したがって、本件対象文書は、法5条1号に該当し、同条6号につい

て判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その全部を法5条1号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、同条1号に該当すると認められるので、同条6号について判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司